

和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する  
高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託

2. 業務の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成、理数系人材育成、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の三つの観点から、高校教育改革を先導する拠点(以下、「改革先導拠点」という。)の創出に取り組むこととしている。

本業務は、本県における人口動態や産業構造等の将来予測を踏まえた、高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組の検討に必要な情報の収集・調査・分析を行い、資料のとりまとめを行うほか、事業計画の作成等を支援することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日から令和8年7月31日(金)まで

4. 業務内容

(1) 和歌山県の教育・社会課題の構造分析等

- ・全国及び和歌山県の人口動態、産業構造などの現状と将来予測や、求人動向、中学・高校・大学進学動向等を踏まえた、本県の高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組の検討に必要な客観的なデータの収集・調査の実施及びその分析
- ・その他、高校教育改革に必要な調査等があれば提案すること。

(2) 高校教育改革事業の提案等

- ・改革先導拠点における教育改革の取組及び県内高校への普及に係る取組の提案
- ・事業の推進体制構築・活用に向けたステークホルダーの人選や関係者調整(訪問、打合せ等)等
- ・事業計画の作成支援

(例) 施設設備の整備計画、事業ロードマップの作成、KPI 設定、PDCA サイクル等推進体制の検討、業務改善によるリソース確保、実施事業の費用積算 など

(3) 国への申請後の対応に係る支援

- ・国への申請後に追加で必要となった改善のための取組や、参考意見に対する調査や提案等

(4) その他業務

- ・高校教育改革推進のための全国の取組事例の収集、提供
- ・本業務に係る定例打合せの実施(県との間で週2回程度 ※オンライン含む)

(5) 必須要件

① 調査・分析に関する要件

- ・多角的なデータ分析の実施

本県の「人口動態推計(年少人口の推移等)」に加え、「産業別就業者数の推移」「県内企業求人動向」「進学・就職に伴う県外流入の実態」を相関的に分析すること。

- ・国の施策との整合性確保

文部科学省の「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」および関連する通知・閣議決定事項(教育振興基本計画等)を精査し、施策の方向性に齟齬がないよう留意すること。

- ・先進事例の悉皆的調査

他都道府県における高校教育改革の先進事例(地域校、理数重点校、通信制の活用等)について、少なくとも5事例以上を調査し、本県への適用可能性を検討すること。

② 「三つの観点」にかかる検討要件

- ・アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成

単なる資格取得に留まらず、地域課題の解決や高付加価値なサービスを提供できる高度人材(介護、福祉、保育、医療、防災等)の育成に必要な具体的な提案を行うこと。

- ・理数系人材育成

大学や研究機関、県内企業との連携を前提とした「探究学習」等の導入手法について具体的な提案を行うこと。

・多様な学習ニーズへの対応

不登校経験者、学び直し希望者、外国につながる生徒など、多様な背景を持つ生徒が柔軟に学べる体制（単位制、通信制、ICT活用等）を検討すること。

③ 拠点創出支援に関する要件

・「改革先導拠点」における機能

各拠点校が担うべき役割、必要な施設整備、および地域・産業界との連携組織（コンソーシアム等）の活用案を作成すること。

・実行可能なロードマップの策定

拠点校運用開始に向け、準備期間に行うべき事項（カリキュラム開発、広報、入試制度の検討等）を年次別に整理した工程表を作成すること。

5. 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、業務を総括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 専門スタッフの配置

本業務の統括責任者は、教育施策または地域計画の策定支援において十分な経験を有する者とし、担当スタッフには統計分析の専門知識を有する者を1名以上含めること。

(3) 厳格な情報管理

業務を通じて得た生徒の個人統計データや検討過程の非公開情報について、厳格な守秘義務を課し、セキュリティ管理体制を報告すること。

(4) 業務スケジュールの管理

受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し適宜進捗を報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。

(5) その他

受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。委託者からの要請に応じて、関係者との会議や打合せに必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

6. 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（標記事業に係る国の事業計画等申請様式に準じて作成すること。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

また、調査分析報告書（将来予測、現状課題、他県事例等をまとめたもの）についても提出すること。

7. 著作権等

(1) 著作（財産）権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、委託者に帰属する（ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。）ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又は和歌山県の教育を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

#### (4) 著作者人格権の行使

受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

#### (5) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

### 8. 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

### 9. 情報のセキュリティの確保

#### (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙 1 「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### (2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### 10. その他

(1) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。

(2) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。

(3) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる（以下、「再委託先」という。）ことを必要とするときは、当該業務に必要な専門性を有する適切な再委託先を選定するよう努めるとともに、本契約により受託者が負うのと同等の義務を再委託先に課すものとし、その最終的な責任を受託者が負うこととする。

(4) 本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(5) 本業務は、単なる調査結果のとりまとめではなく、本県の教育の将来を左右する実効性の高い施策のグランドデザインを描くものであることを十分に認識して遂行すること。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(委託事業者の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業員を従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

3 前2項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、本委託業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第6 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第8 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第9 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第10 乙は、本委託業務を実施する作業員に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第13 甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントを公表することができる。

(個人情報の保護)

第14 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 前項の規定は、第5の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第 15 乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第 16 乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティの向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第 17 乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウイルス検査)

第 18 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウイルス対策ソフト等で電子データにウイルスが含まれていないか確認するものとする。

(監査及び検査)

第 19 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第 20 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び 28 条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの

(以下、「乙著作物」という。)が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第 21 乙は、本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しく成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第 22 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏

えい等の防止を行うこと。

#### 第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### 第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### 第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### 第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

#### 第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

#### 第15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

#### 第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### 第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### 第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### 第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。